

改正業法省令案

主任技術者の要件見直し

担い手確保届出制度も新設

国土交通省は、6月4日に公布された改正建設業法で1年以内に施行する部分の省令案をまとめ、パブリックコメントを開始した。

大工工事業や管工事業の主任技術者要件を追加するほか、施工体制台帳の作成・提出義務の範囲拡大に伴い、記載事項の見直しなどを行う。建設業団体が取り組む担い手確保・育成活動の届出制度も新設する。省令は2015年4月1日に施行する。

国交省、4月施行

技術者の氏名などを追加する等の育成および確保の状況」を新設する。詳細は施行まで待つべき事項に、緊急措置を適用した外国人建設就労者と外国人技能実習生の有無を加える。

経営事項審査の客観的事項に「若年の技術者、技能労働者」を国交相に届け出ることが

建設業団体の届出制度では、団体が独自で行う講習や広報、資格制度などの取り組みを国交相に届け出ることが

できるよつにする。国交省は、同省ホームページに団体の取り組みを掲載するなどし、活動のPRを後押しする。

暴力団排除の徹底に当たり、許可申請書の記載事項対象となる「役員」を「役員等」に改める。取締役と同等の支配力を有する者として相談役、顧問などを追加する。

申請書様式の見直しではこのほか、役員等・使用人の一覧表から生年月日と住所を削除。経営業務の管理責任者が明確になるような欄も設ける。略歴書を簡素化するため、職歴欄を削る。国家資格者等・監理技術者一覧表など、個人情報が含まれる書類は閲覧対象から外す。

一般建設業の営業所専任技術者（主任技術者）の要件見直しでは、型枠大工と建築板金（ダクト板金作業）の技能

検定合格者を、それぞれ大工工事業、管工事業の主任技術者要件に追加する。1級合格者は試験合格時点、2級は合格後3年の実務経験があれば、主任技術者になれる。また、技能検定のうち、コンクリート積みブロック施工、スレート施工、れんが積みが廃止されることに伴い、主任技術者の要件から削除する。既にこれらの検定に合格している人については、改正後も主任技術者となれるよう、告示で措置する見通しだ。

施工体制台帳の作成義務について、下請金額による下限が撤廃され、一般建設業も作成主体になることから、台帳記載事項に元請けが置く主任